

総合教育会議の概要

1 設置の根拠・目的・位置付け等

(1) 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長により設置されるもの。
〔参考資料 1 参照〕

(2) 目的

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長（市長）と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。
〔参考資料 2 (P.10) 参照〕

(3) 位置付け等

① 位置付け

地方公共団体の長（市長）と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらないもの。
〔参考資料 2 (P.10) 参照〕

※「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。
「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。〔参考資料 2 (P.10) 参照〕

② 構成員

地方公共団体の長（市長）と教育委員会（教育長及び委員）により構成。
〔参考資料 1 参照（法第 1 条の 4 第 2 項）〕

③ 会議の招集

- ・ 地方公共団体の長（市長）が招集する。〔参考資料 1 参照（法第 1 条の 4 第 3 項）〕
- ・ 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。〔参考資料 1 参照（法第 1 条の 4 第 4 項）〕

2 協議・調整すべき事項〔参考資料 1、参考資料 2 (P.11) 参照〕

- ① 地域の実情に応じた当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱の策定について〔参考資料 1 参照（法第 1 条の 4 第 1 項）〕
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について〔参考資料 1 参照（法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号）〕

＜例＞・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項
・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項 など

- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について
〔参考資料1 参照（法第1条の4第1項第2号）〕

＜例＞・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
・ 災害発生時の避難先で児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合 など

※ 協議すべきでない事項 〔参考資料2(P.11)参照〕

- ・ 教科書採択や個別の教職員人事等、政治的中立性の要請が高い事項（なお、教科書採択の方針、教職員人事の基準については、予算等の市長の権限に関わらない事項であり、調整の対象とはならないが、協議することは考えられる。）
- ・ 総合教育会議における協議・調整の対象とすべきか否かは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべき。日常の学校運営に関する些細な事項まで協議・調整できるという趣旨ではない。

3 協議・調整した結果の尊重義務 〔参考資料1、参考資料2(P.12)参照〕

- ① 協議し、事務の調整が行われ、市長と教育委員会が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。〔参考資料1 参照（法第1条の4第8項）〕
- ② 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び市長がそれぞれ判断するものである。〔法第21条（教育委員会の職務権限）・法第22条（長の職務権限）〕

※ 協議・調整の内容について改めて教育委員会に諮る必要がある場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留するなど、持ち帰った上で教育委員会において再度検討した上で改めて総合教育会議において、協議・調整を行うことも考えられる。

4 会議の公開と議事録の作成・公表

〔参考資料1(第1条の4第6項・第7項)、参考資料2(P.12)参照〕

※ 非公開とする場合の例

- ・ いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合 など

5 その他

- ・ 関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取
〔参考資料1(法第1条の4第5項)、参考資料2(P.12)参照〕
- ・ 会議の運営に関し必要な事項の決定
〔参考資料1(法第1条の4第9項)、参考資料2(P.12～13)参照〕